

議案第 4 4 号

工事請負契約の変更契約の締結について

次のとおり工事請負契約の変更契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 3 9 年条例第 1 0 号）第 2 条の規定により、議会の議決を求める。

- | | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 契約の目的 | 北本市新庁舎及び（仮称）こどもプラザ建設工事 |
| 2 | 変更前の契約の金額 | 3, 1 0 8, 0 0 0, 0 0 0 円 |
| 3 | 変更後の契約の金額 | 3, 4 4 3, 7 9 0, 0 0 0 円 |
| 4 | 契約の相手方 | 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 5
フジタ・伊田特定建設工事共同企業体 |
- 代表構成員
- 埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1 丁目 7 番地 5
株式会社フジタ関東支店
支店長 小 高 顕 弘
- 構成員
- 埼玉県鴻巣市大間 1 丁目 5 番 1 0 号
伊田テクノス株式会社鴻巣営業所
所長 栗 原 剛

平成 2 5 年 6 月 3 日 提出

北本市長 石 津 賢 治

議案第44号参考資料

1 変更増減額

増額 335,790,000円

2 完成期日

平成27年3月20日

3 変更理由

議会フロアの設えの簡素化、市民の利便性、安全性及び快適性並びに機能性の充実、環境及び災害に配慮した省エネルギー化、災害時における施設利用の促進、共用スペースの有効利用並びにトータルコストを意識した維持管理機能の充実を図りながら、建物全体のバランスを考慮した上で、特に本工事でなければ設置が困難なものについて、選定し、変更設計するものである。